

鯖江市農業委員会第9回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年9月26日（火）
午後1時30分開会
午後3時00分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事
- (1) 議案第47号 農地法第3条の許可申請適格者審査について
 - (2) 議案第48号 農地法第3条の許可申請審議について
 - (3) 議案第49号 農地法第5条の許可申請審議について
 - (4) 議案第50号 農用地利用集積計画の意見審議について
- 4 報 告 事 項
- (1) 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (3) 報告第27号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 4番 窪田善一郎 委員、6番 前田昭一 委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時30分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。
引き続き、議事進行を、よろしく願いいたします。

福島会長 | **議長就任挨拶**

※以下議長

議長 | ただいまから9月の農業委員会総会を開会いたします。
本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、4番 窪田善一郎 委員、6番 前田昭一 委員にお願いします。

議長 次に、各部会から9月部会の報告をお願いします。
まず始めに、農政部会の報告を、農政副部長からお願います。

6番
前田委員 9月の農政部会の報告をいたします。
9月19日、火曜日、私ほか4名が出席して、農政部会を開催しました。
議案審議の前に農用地利用集積計画、いわゆる利用権について事務局より説明を受けた後に、議案第50号農用地利用集積計画の意見審議について協議しました。協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部長からお願います。

2番
水嶋委員 9月の農地調整部会の報告をいたします。
9月20日 水曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。
当日は、部会に先立ち、午前9時00分から、浅野委員と堀内委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約2時間30分にわたり現地調査を実施しました。
また、その後の部会では、3条、5条等の議案について審議を行いました。
審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご

2 番
水嶋委員

報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長

ありがとうございました。
それでは次に議事に入ります。
まず始めに、議案第 47 号 農地法第 3 条の許可申請
適格者審査について、および関連議案であります、議案
第 48 号 農地法第 3 条の許可申請審議について上程
します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3 条申請番号 1 (中野町)
(概要と目的)
本申請は、譲受人が耕作地の取得を目的に、畑の所有
権を取得するものです。
(申請地および近隣状況)
申請地は、東側は宅地、西側は用悪水路、南側、北側は
宅地と接しております。
(耕作・従事要件)
譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画して
おります。
(耕作利便要件)
譲受人の申請面積を含めた経営面積は、50a を上回
っています。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水嶋委員

議案第 47 号農地法第 3 条の許可申請適格者審査に
ついて、および議案第 48 号農地法第 3 条の許可申請審
議について、審議の結果、全案件について許可相当の意
見となりました。
以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明があ
りましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある
方は挙手を願います。

委員 (質疑応答無し)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第47号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第48号 農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。
賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第47号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第48号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長 次に、議案第49号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 5条申請番号1 (下河端町)
(概要と目的)
本申請は、建設業土場・倉庫を目的として、畑を取得するものです。
(申請地および近隣状況)
申請地は、東側、南側は水路、西側は不耕作の田、北側は道路と接しています。
雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。
関係する地元農家組合の了承を得ています。
また、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。
(立地基準)
申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。
(一般基準)

事務局

西側の隣接農地は譲渡人の農地で計画について了承済です。

事務局

5条申請番号2（杉本町）

（概要と目的）

本申請は、住宅建築を目的として、畑を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は、公衆用道路、分筆後、北側は宅地、南側は畑と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

分筆後南側の隣接農地は、譲渡人の農地で計画について了承済です。

事務局

5条申請番号3（下河端町）

（概要と目的）

本申請は、敷地拡張を目的として、畑を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は宅地、西側は用悪水路、北側、南側は水路と接しています。

雨水は自然流下、地面浸透します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

また、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

（立地基準）

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接する農地はありません。

事務局

5 条申請番号 4 (有定町 2 丁目)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は、公衆用道路、西側は宅地、北側は田、南側は宅地と畑と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

(一般基準)

北側に隣接する田との境界は、L 型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5 条申請番号 5 (上氏家町)

(概要と目的)

本申請は、公民館建築を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側および北側は用悪水路、南側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断します。

(一般基準)

農家組合、土地改良組合には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5 条申請番号 6 (上氏家町)

事務局

(概要と目的)

本申請は、公民館建築を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側および北側は用悪水路、南側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

農家組合、土地改良組合には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号7(糺町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は田と宅地、西側は市道、北側と南側は水路と接しています。

雨水は自然流下により、農業用用水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種中高層住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側に隣接する畑は、L型擁壁を設置するため土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号8(杉本町)

(概要と目的)

事務局

本申請は、住宅建築を目的として、畑を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側は宅地と畑、北側と南側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号9(北野町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲を目的として、畑を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、北側は公衆用道路、西側は農道、南側は用悪水路と接しています。

雨水は自然流下により、農業用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種中高層住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

農家組合、土地改良組合には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号10(鳥羽町)

(概要と目的)

本申請は、資材置場を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は畑、西側は雑種地、北側は宅地、南側

事務局	<p>は用悪水路と接しています。</p> <p>雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。</p> <p>関係する地元農家組合の了承を得ています。</p> <p>(立地基準)</p> <p>申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。</p> <p>(一般基準)</p> <p>東側に隣接する畑との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。</p> <p>なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。</p>
議長	<p>農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。</p>
2番 水嶋委員	<p>議案第49号 農地法第5条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。</p>
委員	<p>(質疑応答なし)</p>
議長	<p>ご意見ございませんか。無いようですので議案第49号 農地法第5条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。</p>
議長	<p>賛成の方は挙手願います。</p>
委員一同	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第49号 農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決決定されました。</p>

議長	た。よって承認します。 なお、番号9番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。
議長	次に、議案第50号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	(議案第50号について説明)
議長	農政部会の意見を、農政副部長より願います。
6番 前田委員	議案第50号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政副部長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
9番 浅野委員	中間管理機構を通じた利用権の設定期間は原則10年以上だと理解している。今回の利用権は中間管理機構を通じていないものの、設定期間が10年間未満でも問題ないか。
事務局	今回の利用権設定は地主と耕作者の直接の契約であることから、設定期間の制限が無く、10年未満の設定で問題ない。
9番 浅野委員	中間管理機構を通じた場合でも、10年未満の設定が認められることはあるのか。
事務局	鯖江市では過去に例が無いものの、借り手が65歳以上であるなどの理由で認められることはある。
11番 河野委員	貸し手と借り手との間でトラブルがあった場合、中間管理機構を通してしている場合は、中間管理機構が間に立つ

て対応するという理解で良いか。

事務局

ご認識のとおり。福井県では、ふくい農林水産支援センターが問題解決に対応することになる。

16番
北川委員

農地賃借料水準や農作業標準料金（目安）について、毎年変動し定められるようだが、農家に対しての周知のタイミングはいつか。

事務局

毎年3月下旬ごろに、農業委員会だよりを発行して各農家に配布しており、その中に記載している。

議長

賃借料や作業料金については、当事者同士でお決めいただくことが大事であり、定めている標準料金についても強制するものではなく、1つの目安としてご理解いただきたい。

10番
山岸委員

農地賃借料水準・農作業標準料金について、市町で大きく異なるようだがどのように決定しているのか。

事務局

賃借料水準については、昨年の利用権の賃借料の平均額などを示しているもので、米などの物納においても、その金額を算出して賃借料として計上している。

また、作業標準料金については、福井県で統一的な作業標準料金の指標が決められたのちに鯖江市で決定している。他市町とすり合わせを行い、農政部会にてご審議いただき、総会で決議をいただいで発表している。

議長

他にご意見ございませんか。無いようですので議案第50号 農用地利用集積計画の意見審議について農政副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長 全員賛成と認め、議案第50号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、報告事項について事務局から説明をお願いします

事務局 (報告第25～27号について説明)

議長 次に、その他事項の農業施策の拡充に関する要望書について事務局から説明をお願いします。

事務局 (農業施策の拡充に関する要望書について説明)

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、皆さまのご質問を伺います。ご質問のある方は挙手願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後3時00分閉会

鯖江市農業委員会 9月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典			出席
2番	水嶋和夫			出席
3番	笠嶋伊三男			欠席
4番	窪田善一郎			署名 出席
5番	佐々木一弥			欠席
6番	前田昭一			署名 出席
7番	鷲田晴美			出席
8番	堀内章義			欠席
9番	浅野忠憲			出席
10番	山岸重之			出席
11番	河野通弘			出席
12番	品川昌敏			欠席
13番	福島定己			出席
14番	牧野善隆			欠席
15番	岩尾秀規			出席
16番	北川利榮			出席
17番	岡井善四郎			出席
18番	服部義和			出席